平成２９年（フ）第８９５号
京都府城陽市長池北裏71番地１
破産者　株式会社大島
１　決定年月日　平成30年３月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第３４９号
奈良市富雄元町２丁目６番47号
破産者　ＴＨＥ　ＯＮＥ合同会社
１　決定年月日　平成30年３月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第１９８号
岡山県倉敷市玉島1401番地10
破産者　カワショウ株式会社
１　決定年月日　平成30年３月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２９年（フ）第２７２号
香川県高松市木太町1143番地１
破産者　ＬＥＧＬＬＡＳＳ株式会社
１　決定年月日　平成30年３月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第４８７号
和歌山県和歌山市松江北７丁目４番22号
破産者　有限会社秀和
１　決定年月日　平成30年３月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第１６２５号
さいたま市北区吉野町２丁目277番地１
破産者　株式会社マルイシフーズ
１　決定年月日　平成30年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１５７１号
さいたま市南区大字太田窪2861番地１
破産者　株式会社セオリー
１　決定年月日　平成30年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１４５号
千葉県大網白里市大竹29番地２　クロス・スピリット内、住民票上の住所千葉県佐倉市山王２丁目37番地９　リホープ119号室
破産者　平野　力也
１　決定年月日　平成30年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２９年（フ）第１０号
香川県三豊市仁尾町仁尾乙202番地
破産者　有限会社はやしや
１　決定年月日　平成30年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所観音寺支部

平成２９年（フ）第４７１号
埼玉県川越市大字今福３番地３
破産者　有限会社光和バンデ
１　決定年月日　平成30年３月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第１１５号
千葉県印旛郡栄町麻生222番地
破産者　株式会社浅野商事
１　決定年月日　平成30年３月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第２６８号
千葉県富里市七栄649番地422
破産者　株式会社Ｉｒｏｎ　ｗｉｌｌ
１　決定年月日　平成30年３月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第２６９号
東京都練馬区豊玉北６丁目24番10―103号、破産手続開始決定時の住所千葉県富里市七栄649番地422
破産者　山形　　学
１　決定年月日　平成30年３月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第３１８号
千葉県印旛郡栄町安食3681番地
破産者　卯之木滋彦
１　決定年月日　平成30年３月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第３４６号
千葉県八街市文違301番地3787
破産者　横山美知代
１　決定年月日　平成30年３月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第９０号
千葉県長生郡長柄町国府里610番地、住民票上の住所千葉県長生郡長柄町国府里624番地２
破産者　木嶋　浩文
１　決定年月日　平成30年３月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２９年（フ）第８１２７号
東京都新宿区市谷柳町45番地
破産者　株式会社ヒューマン・コミュニケーション（旧商号株式会社Ｂｒｉｌｌｉａ東日本）
１　決定年月日　平成30年３月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８１２８号
東京都葛飾区亀有５丁目３番10号、商業登記簿上の本店所在地愛知県名古屋市中区錦１丁目８番37号
破産者　株式会社ヒューマン・マネジメント（旧商号株式会社Ｂｒｉｌｌｉａ西日本）
１　決定年月日　平成30年３月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８０５号
川崎市川崎区中瀬２丁目７番19号
破産者　有限会社タカノテック
１　決定年月日　平成30年３月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第１０４１号
名古屋市緑区浦里３丁目287番地
破産者　有限会社東通信
１　決定年月日　平成30年３月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１８０３号
愛知県日進市香久山５丁目1801番地
破産者　ケー・エム・シィー合同会社
１　決定年月日　平成30年３月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部